

第1回 役員会議事を回覧します。

役員会議事(第1回)

と き : 令和3年4月24日(土)10:00から
と ころ : - ほほえみ公園

1. 開会のことば

2. 会長挨拶

新役員・新区長の皆さんこんにちは、今年一年宜しくお願い致します。又、昨年に引き続き役員を引き受けて下さった方々に対しては感謝申し上げます。

さて、新年度最初の役員会ではありますが、新型コロナウイルスの感染拡大を鑑み屋外で行います。また、相模原市にも蔓延防止措置が発令されており、できるだけ短時間で終わらせたいと思いますので、宜しくお願い致します。

3. 役員紹介

4. 議 事

今回は第1回の役員会であり、手続き及び連絡事項等を中心に行います。

(1)「令和3年度 年間行事の具体的な日程等」について (定時総会資料をご覧ください)
今年度もコロナ禍での自治会活動となり、実施可否についてはその都度連絡します。

(2)役員会等の会議について

① 本部役員会(役員会に提案する議案の検討他)

対象者 : 本部役員と相談役です。

開催日 : 原則として役員会の前に行います。

開催案内 会長が作成し、書記が各本部役員及び相談役に配布します。

② 役員会(行事等執行の議決機関)

対象者 : 区長及び本部役員・部長副部長と相談役です。

開催案内 会長が作成し、書記が本部役員・相談役に配布。

ブロック長はブロック内の区長に配布してください。

区長は区内の部長・副部長に配布してください。

③ 役員会開催形式について

原則 : 緊急事態宣言及び蔓延防止措置発令時は書面開催。それ以外は通常開催にて行います。(その都度開催案内で通知します)

(3)回覧物等(原則、毎月1日、15日に回覧)の配布ルートについて

配布ルート: 区役所等⇒会長⇒副会長⇒各ブロック長⇒各区長⇒回覧・各戸配布・掲示

○副会長の分担: 4~8月(前田氏)、9~12月(豊田氏)、1~3月(安西氏)

(4)「会員に不幸があった時の取扱い」について

① 連絡ルート 会員⇒区長⇒会長(訃報作成)⇒各ブロック長⇒各区長⇒会員へ戸別配布又は回覧

② 訃報の作成 逝去された方の名前・年齢・日時、お通夜・告別式の日時・場所、喪主、(会長) 続柄等を記した訃報の作成

③ 弔 問 三役(家族葬のときは会長が会員宅に弔問)で都合の良い方で弔問。

④ 香 典 自治会長名と自治会名で各5,000円

⑤ お手伝い 要請された場合は、各区及び本部役員が中心になってお手伝いする。

(5)「令和3年度 公園及び自治会館の掃除当番」について

清掃活動は原則として緊急事態宣言・蔓延防止措置発令時は中止とするが、それ以外には実施します。(実施可否についてはその都度お知らせします)

(6)「会費の徴収」について

① 会費の徴収について(区長)

○区長殿R3年度会費の徴収をお願いします。(月額400円、年額4,800円)
○徴収に際し、徴収名簿・領収証等をお渡しします。

② 会費の納入について(区長⇒会計へ)

○会員から徴収した会費の納入は、5月16日(日)午前10時から12時までの間に自治会館まで届けてください。

○上記期間までに徴収ができなかった場合又は、上記の日時が都合が悪い場合には、個別に会計(関谷氏)に連絡して納入してください。

(7)「新役員による懇親会の開催」について ⇒ 中止します。

5月23日(日)12:00から予定しておりました役員懇親会は中止します。
※新役員による懇親会に変え規模を縮小し本部役員だけででもと思いましたが、これも中止します。

(8)「市民健康まつりハイキング」について ⇒ 中止になりました。

(9)防犯灯不点灯など不具合が発生した時の連絡方法について

連絡方法 : 会員 ⇒ 防犯部長 ⇒ ESCOコールセンター
※防犯灯管理プレートの管理番号を連絡して下さい。

(10) 令和2年度 橋本上町自治会定時総会書面議決の結果について

○会員数(402) 書面表決数(299)

<表決結果>	表決数	賛成	反対	無効
○1～6号議案	299	295	0	4
○7議案	299	293	0	6

上記の通り、全議案承認されました。

(11) 規約改正について

上記1号議案の「規約の一部改正」に関し、相模原市より令和3年4月13日付けで「地縁による団体の規約変更認可通知書」により認可されました。

5. 閉会のことば

次回、第2回役員会は5月15日(土)に開催します。
開催形式、開催場所、時間等については、別途ご通知いたします。

**暮らしの中に防災を
上町自治会**